## (案) 石巻市地域包括ケア推進協議会規約

(名称)

- 第1条 本会は、石巻市地域包括ケア推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (目的及び事業)
- 第2条 協議会は、保健、福祉、医療、介護及び生活支援分野の関係者並びに自治会、市民活動団体等と協働し、介護保険による従来の高齢者支援に加え、障害者や子ども及び被災者等への支援体制の整備を図ることにより、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため、次の事業を行う。
  - (1) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。
  - (2) 地域包括ケアシステム推進計画の立案に関すること。
  - (3) 地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。
  - (4) 関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。
  - (5) その他、協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる組織の選出者等をもって構成する。
  - (1) 石巻市医師会
  - (2) 桃生郡医師会
  - (3) 石巻歯科医師会
  - (4) 石巻薬剤師会
  - (5) 石巻市社会福祉協議会
  - (6) 石巻市民生委員児童委員協議会
  - (7) 石巻市老人クラブ連合会
  - (8) 石巻市身体障害者福祉協会
  - (9) 石巻市地域連携会議
  - (10) 石巻市介護保険運営審議会
  - (11) 石巻市町内会連合会
  - (12) 石巻市PTA協議会
  - (13) いしのまき市民公益活動連絡会議
  - (14) 宮城県
  - (15) 石巻市
  - (16) 前各号に掲げるほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (役員及び職務)
- 第5条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名

- (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 監事は、協議会の会務と会計について監査し、協議会に報告する。 (役員の任期)
- 第6条 役員の任期は、2年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその 職務を行うものとする。

(会議)

- 第7条 会議は、会長、副会長及び委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。
- 2 会議は会長が招集し、次の事項を審議及び決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
  - (2) 協議会の事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること
  - (3) その他会長が必要と認める事項
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会長は、委員の3分の2以上の者から会議招集の要求があったときには、速やかに会議を 招集しなければならない。
- 5 会議は、委員等の過半数の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 6 会議の議事は、議長を除く出席者の過半数で議事を決し、可否同数のときは議長が決する。
- 7 会議では議事録を作成するものとする。
- 第8条 削除

(アドバイザー)

第9条 協議会は、事業の推進を図るため専門的な知識を有する学識経験者をアドバイザーと して置くことができる。

(事務局)

- 第10条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、石巻市健康部包括ケア推進室内に置く。

(経費)

- 第11条 協議会の経費は、<u>石巻市からの負担金</u>その他の収入をもってこれに充てる。 (会計年度)
- 第12条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (その他)
- 第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年10月25日から施行する。

設立初年度の会計年度は、協議会設立の日に始まり平成26年3月31日に終わる。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年7月9日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行の際現に在職する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成 28年3月31日までとする。

(役員の任期の特例)

3 この規約の施行の際現に在職する役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成 28年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成28年8月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。